

平 戸 市 監 査 公 表 第 131-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 30 年 11 月 5 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

- 第 1 監査の種類  
地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
平戸市消防本部及び平戸市消防署
- 第 3 監査の期間  
平成 30 年 6 月 18 日（月）、19 日（火）
- 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容  
別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：消防本部及び平戸市消防署】

| 区分   | 内 容  | 措置状況   |
|------|--|--|
| 指導事項 | <p>1 財産管理について<br/>消防格納庫用地の中で、貸借契約を締結していない用地については、早期に調査の上契約手続きを行うとともに、財産管理台帳の整備に努められたい。</p> <p>2 契約事務の取扱について<br/>長期継続契約を締結している事案について、「長期継続契約に係る特約」に関する規定を定めていない契約が見られたので、適正な書類作成に努められたい。<br/>また、契約書において、契約金額によっては不用な条項（前金払に関するもの。）であったにも関わらず、削除されていない契約書が見られたので、契約金額に即した適正な書類作成に努められたい。</p> | <p>1 財産管理について<br/>賃貸借契約を締結していない消防格納庫用地については、早期に契約の相手方を調査の上、契約手続きを行ない財産管理台帳の整備に努めます。</p> <p>2 契約事務の取扱について<br/>「長期継続契約に係る特約」に関する規定を定めていない契約については、再度契約相手方に確認を行いました。機器システムの関係から長期継続契約に係る特約を条文に入れることはできないとのことですので、次期の契約更新から単年度の契約と致します。<br/>契約書の作成においては、契約金額に即した適正な書類作成に努めます。</p> |
| 意見   | <p>1 補助金事務について<br/>消防団の会計処理について、消防団運営補助金交付要綱に定める対象経費の捉え方や支払い方法等、統一した運用がなされていないので、同補助金交付要綱との整合性を図られたい。</p>  | <p>1 補助金事務について<br/>今後は消防団運営補助金交付要綱に基づく支出を徹底し、適切な会計処理を行なうよう努めます。</p>  |